

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 先進環境対応自動車導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 この補助金は、旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者（以下「補助対象事業者」という。）による先進環境対応自動車の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を県が国と協調又は単独で補助することにより、自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 3 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「旅客・貨物運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及びこれらに準ずるものとして知事が認定した者をいう。ただし、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する団体を除く。
- (2) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (4) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (5) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。
- (6) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。
- (7) 「中小企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する団体並びに自動車リース事業者を除く。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社若しくは個人（同項第 2 号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第 2 号から第 11 号までに掲げる中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 4 条に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第 72 条の 4 に規定する農事組合法人
 - エ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協

同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会

オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する者
カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設を設置する者

キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を営業者

ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の 6 に規定する介護老人保健施設又は同法第 2 条に規定する助産所を設置する者

- (8) 「大企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、中小企業等の事業者以外の民間企業、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び法律により直接設立された法人をいう。ただし、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する団体並びに自動車リース事業者を除く。
- (9) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずるものとして知事が認定した者をいう。
- (10) 「先進環境対応自動車」とは、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、優良ハイブリッドバス、ハイブリッド乗用車（UD タクシーに限る。）、電気自動車トラック、電気自動車バス、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車バス、プラグインハイブリッド自動車乗用車、燃料電池自動車バス及び燃料電池自動車乗用車をいう。
- (11) 「貨物自動車」とは、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の用途が貨物と記載されている自動車をいう。
- (12) 「バス」とは、当該自動車に係る自動車検査証における当該自動車の乗車定員が 11 人以上の自動車をいう。
- (13) 「乗用車」とは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の用途が乗用と記載されているものであって、乗車定員が 10 人以下の自動車をいう。ただし、二輪の小型自動車を除く。
- (14) 「天然ガストラック」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（以下「天然ガス自動車」という。）であって、貨物自動車をいう。
- (15) 「天然ガスバス」とは、天然ガス自動車であって、バスをいう。
- (16) 「優良ハイブリッドトラック」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるもの（外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を除く。）であり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）であって、貨物自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年 10 月 1 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たすものであり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出

ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成 28 年排出ガス基準」という。）に適合する自動車）をいう。

- (17) 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供するバス（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年 3 月 1 日経済産業省国土交通省告示第 2 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ平成 28 年排出ガス基準に適合する自動車）をいう。
- (18) 「ハイブリッド乗用車（UD タクシーに限る。）」とは、ハイブリッド自動車であって、「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日国自旅第 192 号）」に基づき国土交通大臣が認定した旅客自動車運送事業の用に供する乗用車をいう。
- (19) 「電気自動車トラック」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。以下「電気自動車」という。）であって、貨物自動車をいう。
- (20) 「電気自動車バス」とは、電気自動車であって、バスをいう。
- (21) 「電気自動車乗用車」とは、電気自動車であって、乗用車をいう。
- (22) 「プラグインハイブリッド自動車トラック」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、貨物自動車をいう。
- (23) 「プラグインハイブリッド自動車バス」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、バスをいう。
- (24) 「プラグインハイブリッド自動車乗用車」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、乗用車をいう。
- (25) 「燃料電池自動車バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車（以下「燃料電池自動車」という。）であって、バスをいう。
- (26) 「燃料電池自動車乗用車」とは、燃料電池自動車であって、乗用車をいう。

（補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の額）

第 4 この補助金の補助対象事業者は、先進環境対応自動車を導入する次の各号のいずれかとする。

- (1) 当該自動車に係る自動車検査証に事業用であることが記載されている自動車（以下「営業用登録自動車」という。）を導入する場合は、旅客・貨物運送事業者及び自動車リース事業者。ただし、天然ガストラック、優良ハイブリッドトラックにあつては、一般社団法人愛知県トラック協会の会員を除く。また、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック及び優良ハイブリッドバスにあつては、補助対象事業者は、当該補助対象事業について国土交通省が実施する自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受ける者とする。
- (2) 当該自動車に係る自動車検査証に自家用であることが記載されている自動車（以下「自家用登録自動車」という。）を導入する場合は、中小企業等の事業者及び自動車リース事業者。燃料電池自動車バスを導入する場合は、中小企業等の事業者、大企業等の事業者及び自動車リース事業者。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

- 3 この補助金の補助対象事業は、先進環境対応自動車であって、初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車又は道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受ける軽自動車（以下「新車」という。）を導入する事業とする。ただし、自家用登録自動車を導入する場合にあつては、次の各号に掲げる事業を除く。
- (1) 優良ハイブリッドバス又はハイブリッド乗用車（UDタクシーに限る。）を導入する事業
 - (2) メーカー希望小売価格 1,000 万円（税抜）を超える電気自動車乗用車又はプラグインハイブリッド自動車乗用車を導入する事業
- 4 この補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1によるものとする。

（交付申請等）

- 第5 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。ただし、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車、燃料電池自動車乗用車であつて、原則として道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自家用登録自動車を導入する場合にあつては、様式第1の2のとおりとする。
- 2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。
 - 3 交付の決定前に車両登録等を行う場合（第1項ただし書きの規定による場合を除く）は、第1項の申請書において交付決定前に車両登録を行う旨を申し出なければならない。
 - 4 知事は、前項の申出があつた場合は、申請書受理通知書（様式第2）を発行するものとする。

（交付の決定及び取消）

- 第6 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付決定通知書（様式第3）（第5第1項のただし書きの規定による場合は様式第3の2）により行うものとする。
- 2 知事は、この補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4第2項第1号から第3号に定める事業者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第7 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とし、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請取下届出書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更の申請）

- 第8 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書（様式第5）を知事に提出し、そ

の承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第 9 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第 10 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業事故報告書（様式第 7）を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第 11 補助対象事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、様式第 8 による実施状況報告書を知事が指示する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 規則第 13 条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第 9 のとおりとする。

2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（第 9 の規定により補助対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から 30 日を経過した日と翌年度の 4 月 1 日とのいずれか早い日までとする。

ただし、申請書受理通知書の発行を受け補助対象事業を行う場合で、補助対象事業完了時に交付の決定がなされていないときは、交付の決定がなされた日（営業用登録自動車のうち、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック及び優良ハイブリッドバスの導入にあっては、国土交通省の交付の決定がなされた日を含む。）を補助対象事業完了の日とみなす。

(補助金の額の確定通知)

第 13 規則第 14 条により確定した補助金の額は、先進環境対応自動車導入促進費補助金の額の確定通知書（様式第 10）（第 5 第 1 項のただし書きの規定による場合は様式第 3 の 2）により補助対象事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 知事は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助対象事業者に対し、導入した先進環境対応自動車の自動車検査証の写しの提出を求めることができる。

3 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、別表 2 に定める期間とする。

4 補助対象事業者は、規則第 20 条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 11）

を知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

(書類の提出部数等)

- 第 15 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

(雑則)

- 第 16 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 15 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 16 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 17 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 18 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 19 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 20 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 21 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、平成 22 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によ

ることとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、平成 23 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

ただし、平成 24 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 27 日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 7 日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

ただし、平成 26 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

ただし、平成 27 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

ただし、平成 28 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

補助対象車種		補助対象経費	補助率	補助金の額
天然ガストラック 天然ガスバス 優良ハイブリッドトラック 優良ハイブリッドバス		車両本体価格と通常車両 価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を 乗じて得た額
ハイブリッド乗用車 (UDタクシーに限る。)		ハイブリッド自動車にすること で車両価格に上乗せされる 経費	—	100 千円
電気自動車トラック		蓄電池を搭載することで車両 価格に上乗せされる経費	—	一充電走行距離 (km) ×1 (千円/km)
電気自動車バス		車両本体価格と通常車両 価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を 乗じて得た額
電気自動車 乗用車	普通自動車	蓄電池を搭載することで車両 価格に上乗せされる経費	—	{一充電走行距離 (km) -200} ×2 (千円/km)
	普通自動車 以外		—	一充電走行距離 (km) ×1 (千円/km)
プラグインハイブリッド 自動車トラック		蓄電池を搭載することで車両 価格に上乗せされる経費	—	200 千円
プラグインハイブリッド 自動車バス		車両本体価格と通常車両 価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を 乗じて得た額
プラグインハイブリッド 自動車乗用車		蓄電池を搭載することで車両 価格に上乗せされる経費	—	200 千円
燃料電池自動車バス		車両本体価格と通常車両 価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率 を乗じて得た額
			大企業等 の事業者 1/4	
燃料電池自動車乗用車		燃料電池を搭載すること で車両価格に上乗せされ る経費	—	600 千円

備 考

- 「普通自動車」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する普通自動車をいう。
- 国、市町村その他団体が実施する補助金の交付を受ける場合にあつては、補助金の額は、当該補助対象事業に係る補助対象経費から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする（ハイブリッド乗用車、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車及び燃料電池自動車乗用車を除く。）。
- 営業用登録自動車の導入のうち、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車及び燃料電池自動車乗用車にあつては、本県及び自動車環境総合改善対策費補助金の補助金の額の合計が本県及びクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助金の額の合計を超えないこととする。
- 補助金の額は、別に定める上限額を超えないものとする。
- 補助金の額に千円未満の端数が出る場合には、切り捨てるものとする。

- 6 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。
- 7 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。

別表2（第14関係）

種別	営業用登録自動車及び 貸自動車業用自動車		自家用登録自動車 (貸自動車業用自動車を除く)	
	区分	処分 制限期間	区分	処分 制限期間
トラック	積載量2トンの超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、軽自動車のもの	4年
			道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式のもの	4年
	積載量2トン以下のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式以外のもの	5年
バス	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	5年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	6年
乗用車	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車のもの。	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車、小型自動車又は軽自動車のもの	4年
	ハイブリッド自動車で、総排気量が3ℓ超のもの。	5年		
	ハイブリッド自動車で、総排気量が2ℓ超3ℓ以下のもの。	4年		
	ハイブリッド自動車で、総排気量が2ℓ以下のもの。	3年		

備考

- 1 上記に該当しない車両の場合は、個別に判断する。
- 2 「貸自動車業用自動車」とは、いわゆるレンタカー車両として使用される先進環境対応自動車をいう。リース用車両ではない。

年 月 日

愛知県知事殿

〒
住 所
(フリガナ)
氏名又は名称
(フリガナ)
代表者職氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 導入する先進環境対応自動車（新車） 別紙 のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - ア 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類（登記簿謄本等。個人の場合にあつては住民票及び確定申告書の写し）
 - イ 補助対象経費に係る見積書（原本又は写し）
 - ウ その他別紙に記載の書類
- 4 暴力団排除に係る誓約
 - 交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者該当しないことを誓約します。
 - （登録形態がリースの場合のみ）先進環境対応自動車の借受人は、交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者該当しないことを誓約します。
- 5 交付決定前の着手に係る申出
 - 事業計画の都合上、交付決定前に事業着手したいので、申出します。
- 6 連絡先等

連絡先	担当者名
	電 話
書類の送付先 (住所と異なる場合)	〒

年 月 日

愛知県知事殿

〒
住 所
(フリガナ)
氏名又は名称
(フリガナ)
代表者職氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書兼実績報告書

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この申請をもって、補助事業の実績報告とします。

記

- 1 導入する先進環境対応自動車（新車） 別紙 のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - ア 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類（登記簿謄本等。個人の場合にあっては住民票及び確定申告書の写し）
 - イ 自動車検査証（写）（電子化された自動車検査証の場合にあっては、自動車検査証記録事項の写し）
 - ウ 請求書（写）
 - エ 支払を証する書類（領収証等）（写）
 - オ その他別紙に記載の書類
- 4 暴力団排除に係る誓約
 - 交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者該当しないことを誓約します。
 - （登録形態がリースの場合のみ）先進環境対応自動車の借受人は、交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者該当しないことを誓約します。
- 5 連絡先等

連絡先	担当者名
	電 話
書類の送付先 (住所と異なる場合)	〒

事業計画書

1 導入予定の先進環境対応自動車

使用の本拠の位置			
自動車の種別	燃料	ア. 天然ガス イ. 優良ハイブリッド ウ. 電気 エ. プラグインハイブリッド オ. 燃料電池	
	用途	ア. トラック イ. バス ウ. 乗用車	
自動車の車名及び型式		車名・グレード	型式
営業用・自家用の別		ア. 営業用（いわゆる「緑ナンバー」） ^{(注)1} イ. 自家用（いわゆる「白ナンバー」）	
登録形態		ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ^{(注)2} ウ. リース ^{(注)3}	

(注)1 営業用登録自動車のうち、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック又は優良ハイブリッドバスを導入する場合、国の負担を証する書類（交付決定通知の写し又は補助を受ける旨の確約書等）を添付すること。

2 登録形態が所有権留保の場合、支払計画を示す書類を添付すること。

3 登録形態がリースの場合、次の書類を添付すること。

ア 貸与料金の算定根拠明細書

イ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容を証する書類

2 補助対象事業の着手及び完了予定日

車両の登録予定日	①	年	月	日	
代金の支払予定	(初回) ②	年	月	日	から ※一括で支払う場合
	(完了) ③	年	月	日	まで ②のみ記入

補助対象事業着手予定日は①②③のうち最も早い日、補助対象事業完了予定日は①②③のうち最も遅い日とする。ただし、登録形態が所有権留保の場合は、申請者から自動車販売会社又はローン会社等への支払が補助額以上となる日を補助対象事業完了予定日とする。

3 国等からの補助

国の補助金 ^④	省 庁：ア. 国土交通省 イ. 環境省 補助額： 円/台
国以外の補助金（市町村等） ^⑤	補助額： 円/台（団体名： ）

4 県補助金の交付申請額

(税抜)

補助対象経費 ^⑥	①	円/台
補助対象経費×補助率（ $⑥ \times 1 / 3$ ）	②	円/台
補助対象経費－他団体からの補助金の額の合計（ $⑥ - ④ - ⑤$ ）	③	円/台
1台あたりの補助額 [*]		円/台
申請台数		台
		合計 円

バスを除く電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を導入する場合、①②③は記載不要。
※1台あたりの補助額は、②及び③の金額を超えない金額とする。

5 リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

事業報告書

1 導入先進環境対応自動車

使用の本拠の位置			
自動車の種別	燃料	ア. 電気 イ. プラグインハイブリッド ウ. 燃料電池	
	用途	ア. トラック イ. 乗用車	
自動車の車名及び型式		車名・グレード	型式
営業用・自家用の別		自家用（いわゆる「白ナンバー」）	
登録形態		ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ^{(注)1} ウ. リース ^{(注)2}	

(注)1 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書の写しを添付すること。

2 登録形態がリースの場合、次の書類を添付すること。

ア 貸与料金の算定根拠明細書

イ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容を証する書類

ウ 自動車賃貸契約書の写し

2 補助対象事業完了日

車両の登録日	① 年 月 日
代金の支払完了日 ^{(注)3}	② 年 月 日

(注)3 領収書等に記載の「支払日」を記載する。登録形態が所有権留保の場合は、次のア・イのうち、遅い日付を記入すること。

ア 車両代金全額の支払完了日（申請者又はローン会社等から自動車販売会社への支払）

イ 申請者から自動車販売会社又はローン会社等への支払が補助額以上となった日

3 県補助金の交付申請額

1台あたりの補助額	円/台	合計	円
申請台数	台		

4 リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

様式第1（第5関係）別紙2

事業計画書

(税抜)

	車名	型式	使用の本拠の位置	補助対象事業の 着手及び完了予定日	国補助額	市町村補助額	補助対象 経費※	交付申請額
1				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	円	円
2				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	円	円
3				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	円	円
4				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	円	円
5				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	円	円
6				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	円	円
登録形態	ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ウ. リース			交付申請台数合計	台	交付申請額合計	円	

リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

※ 補助対象経費は記載不要

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

(注) 1 導入する車両がユニバーサルデザインタクシーであることを証する書類（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し）を添付すること。

2 登録形態がリースの場合、次の書類を添付すること。

ア 貸与料金の算定根拠明細書

イ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容を証する書類

様式第1・様式第1の2（第5関係）別紙3

役員一覧（申請者が法人である場合）

法人名	
-----	--

該当する性別・年号を○で囲んでください

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所	生年月日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日

役員全員を記載してください。

自動車リース事業者の導入にあつては、借受人の役員一覧についても提出してください。

番 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書の受理通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の事業に関する 年度先進環境対応自
動車導入促進費補助金交付申請書につきましては、受理しました。

記

様

愛知県知事 氏 名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額 金 円

- 2 補助対象事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書記載のとおりとする。

- 3 補助対象事業者は、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）及び先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱に従わなければならない。

営業用登録自動車のうち天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック及び優良ハイブリッドバスの導入にあつては、国土交通省が実施する自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けない場合は、当該交付決定は無効とする。

様

愛知県知事 氏 名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額 金 円

- 2 補助金の確定額は、この通知書による交付決定額とする。
- 3 補助対象事業者は、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）及び先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書（写）に変更する内容を修正したもの
- 4 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業中
止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同
事業を中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 補助対象事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
- 3 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で依頼のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

受 理 交付決定 通知書	年 月 日付け 第 号
登録状況	<input type="checkbox"/> 済 (年 月 日 登録) <input type="checkbox"/> 未 (年 月 日 予定) <input type="checkbox"/> 購入中止
支払状況	<input type="checkbox"/> 済 (年 月 日 支払い完了) <input type="checkbox"/> うち諸経費等別途支払い有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 未 (年 月 日 支払い完了予定) <input type="checkbox"/> ただし諸経費等別途支払い済 (年 月 日)
申請者による 交付申請額以上 の支払い (円)	(登録形態が所有権留保の場合のみ回答) <input type="checkbox"/> 済 (年 月 日 支払い完了) <input type="checkbox"/> 未 (年 月 日 支払い完了予定)
下取りの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 申請時下取額 : 円 (税抜き) 実際の下取額 : 円 (税抜き)
他の補助金の 受給状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (補助金を受ける団体について、全て記入してください。) 国 () : 円 市町村 (市・町) : 円 その他 () : 円

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業
実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年
度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業を完了したので、下記のとおり
報告します。

記

- 1 導入した先進環境対応自動車（新車） 別紙 のとおり
- 2 補助金充当予定額 金 円
（交付決定額）
- 3 添付書類
ア 自動車検査証（写）（電子化された自動車検査証の場合にあつては、自動車検査証
記録事項の写し）
イ 請求書（写）
ウ 支払を証する書類（領収証等）（写）
エ その他別紙記載の書類

事業結果報告書

1 導入した先進環境対応自動車

使用の本拠の位置		
自動車の種別	燃料	ア. 天然ガス イ. 優良ハイブリッド ウ. 電気 エ. プラグインハイブリッド オ. 燃料電池
	用途	ア. トラック イ. バス ウ. 乗用車
自動車の車名及び型式		車名・グレード 型式
営業用・自家用の別		ア. 営業用（いわゆる「緑ナンバー」） ^{(注)1} イ. 自家用（いわゆる「白ナンバー」）
登録形態		ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ^{(注)2} ウ. リース ^{(注)3}

- (注) 1 営業用登録自動車のうち、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック又は優良ハイブリッドバスを導入した場合、国の負担を証する書類（交付決定通知の写し）を添付すること。
 2 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書の写しを添付すること。
 3 登録形態がリースの場合、自動車賃貸契約書の写しを添付すること。

2 補助対象事業完了日

車両の登録日	① 年 月 日
代金の支払完了日 ^{(注)4}	② 年 月 日

補助対象事業完了日は①、②、県補助の交付決定日、国補助の交付決定日（営業用登録自動車のうち、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック又は優良ハイブリッドバスを導入した場合のみ）のうち最も遅い日とする。

- (注) 4 領収書等に記載の「支払日」を記載する。登録形態が所有権留保の場合は、次のア・イのうち、遅い日付を記入すること。
 ア 車両代金全額の支払完了日（申請者又はローン会社等から自動車販売会社への支払）
 イ 申請者から自動車販売会社又はローン会社等への支払が補助額以上となった日

3 国等からの補助

国の補助金 ^⑤	省 庁：ア. 国土交通省 イ. 環境省 補助額： 円/台
国以外の補助金（市町村等） ^⑥	補助額： 円/台（団体名： ）

4 県補助金の充当予定額（交付決定額）

（税抜）

補助対象経費 ^⑦	① 円/台
補助対象経費×補助率（ $⑦ \times 1/3$ ）	② 円/台
補助対象経費－他団体からの補助金の額の合計（ $⑦ - ⑤ - ⑥$ ）	③ 円/台
補助金充当予定額（交付決定額） [*]	円/台
台数	台
合計 円	

バスを除く電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を導入する場合、①②③は記載不要。

※ 1台あたりの補助額は、②及び③の金額を超えない金額とする。

5 リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

〔ハイブリッド乗用車（UDタクシーに限る。）用〕

様式第9（第12関係）別紙2

事業結果報告書

（税抜）

	車名	型式	使用の本拠の位置	補助対象事業の完了日	国補助額	市町村補助額	補助対象経費※	補助金充当予定額 （交付決定額）
1				年 月 日	円	円	円	円
2				年 月 日	円	円	円	円
3				年 月 日	円	円	円	円
4				年 月 日	円	円	円	円
5				年 月 日	円	円	円	円
6				年 月 日	円	円	円	円
登録形態	ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ウ. リース			交付決定台数合計	台	補助金充当予定額 （交付決定額）合計		円

リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

※ 補助対象経費は記載不要

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

- （注）1 導入した車両がユニバーサルデザインタクシーであることを証する書類（国補助金の額の確定通知書の写し又は車両の写真等）を添付すること。
 2 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書の写しを添付すること。
 3 登録形態がリースの場合、自動車賃貸契約書の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

補助対象事業者 様

愛知県知事 氏 名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業の補助金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

財産処分承認申請書

年度 導入促進費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、
下記のとおり処分したいので、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項